

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2026年 6 月25日

【会社名】 株式会社北里コーポレーション

【英訳名】 Kitazato Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 太綏

【本店の所在の場所】 静岡県富士市柳島100番地10

【電話番号】 0545-65-7122

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 鈴木 祐尚

【最寄りの連絡場所】 静岡県富士市柳島100番地10

【電話番号】 0545-65-7122

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 鈴木 祐尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 2026年 6 月25日開催の定時株主総会の決議により、2026年 7 月 1 日付で会社名を以下のとおり変更いたします。
(会社名) 株式会社北里
英文表記に変更はありません

1【提出理由】

当社は、2026年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金41円

総額 1,640,000,000円

ロ 効力発生日

2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社北里コーポレーションと称し、英文ではKitazato Corporationと表示する。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>附則 (新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社北里と称し、英文ではKitazato Corporationと表示する。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附則 (定款第1条の変更にかかる効力発生日) <u>定款第1条(商号)の変更は、2026年7月1日に効力を生じるものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、井上太綏、和泉杏子、小川真希、柴田和美、鈴木祐尚、新谷誠、Ignacio Bermejo、山口重則、佐藤明夫、堤治、若山巖太郎の11名を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、西川勢一の1名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	345,794	2,574	0	(注) 1	可決 98.53
第2号議案 定款一部変更の件	346,150	2,218	0	(注) 2	可決 98.63
第3号議案 取締役11名選任の件					
井上 太綬	304,608	43,760	0	(注) 3	可決 86.79
和泉 杏子	339,819	8,549	0		可決 96.82
小川 真希	339,843	8,525	0		可決 96.83
柴田 和美	339,853	8,515	0		可決 96.83
鈴木 祐尚	339,731	8,637	0		可決 96.80
新谷 誠	339,561	8,807	0		可決 96.75
Ignacio Bermejo	282,398	65,970	0		可決 80.46
山口 重則	339,803	8,565	0		可決 96.82
佐藤 明夫	339,703	8,665	0		可決 96.79
堤 治	342,733	5,635	0		可決 97.65
若山 巖太郎	342,583	5,785	0		可決 97.61
第4号議案 監査役1名選任の件					
西川 勢一	345,746	2,622	0	(注) 3	可決 98.51

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。